

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開を性急に行わない
よう求める意見書

子宮頸がんワクチンについては、平成25年4月1日より予防接種法に基づく定期接種として市町村が実施している。しかし、同ワクチン接種との因果関係が否定できない継続的な副反応報告が相次いで認められたことから、厚生労働省は同年6月14日に積極的な接種勧奨の差し控えを勧告した。

本市では、平成26年4月から5月にかけて「子宮頸がん予防ワクチン接種後の体調等に関するアンケート調査」を実施した。その中で、有効回答者の44%に当たる1,505人が、接種後に体調の変化があったと回答し、このうち18人については「症状は現在も継続している」と回答している。また、接種回数が1回または2回であった者に対して引き続き接種を希望するか質問したところ、約42%が「副反応の問題が解決されるまで接種は見送る予定である」と回答し、約24%が「希望しない」と回答している。近隣の自治体が実施した同様の調査においても、接種後の体調変化や接種意欲の低下が報告されている。

地方自治体が独自に進めた状況調査結果からは、子を持つ親を初めとする国民が、同ワクチンの安全性に対して強い懸念を抱いていることが読み取れる。その一方で、全国的な状況調査はいまだ実施されておらず、同ワクチンの有効性と接種による副反応が起こるリスクについて理解した上で接種するか否かを判断するための適切な情報提供がなされていないのが現状である。

よって、国会及び政府におかれては、全国的な状況調査などに基づく十分な情報を国民に提供することなしに、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の再開を性急に行わないよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて